

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社エクストリーム	コード	6033
提出日	2026/6/2	異動(予定)日	2026/6/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	山口十思雄	社外取締役	○														○		有
2	野々村正仁	社外取締役	○														○	新任	有
3	北端秀行	社外監査役	○														○	新任	有
4	西田弥代	社外監査役	○														○		有
5	楠元克成	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく企業会計の専門的見地から、経営全般において助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
2		IT事業に関する幅広い見識と事業会社における業務執行の豊富な経験を有しております。当社の事業および経営全般に対する助言と、独立した立場からの客観的な監督機能を果たしていただくことで、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献いただけるものと判断し、新任取締役として選任をお願いするものであります。
3		事業会社における長年の経験を通じて培われた業務執行及び会社経営に関する高い見識を活かし、当社の経営への助言、業務執行に対する適切な監督、及び中立的な立場からの監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4		弁護士として専門的な法律知識を活かし、当社の事業全般の監査に活かしていただいたことに加え、法律に関する専門知識を有することから、当社の経営を監視いただくことで、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は今まで直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5		公認会計士としての業務経験を当社の事業全般の監査に活かしていただいたことに加え、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく企業会計の専門的見地から、当社の経営を監視していただくとともに、公認会計士事務所経営を含めた経験から、経営全般において助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。